

## ○沖縄県警察証明事務取扱要綱の制定について

(平成 30 年 2 月 9 日 沖例規務第 1 号)

改正 平成 31 年 3 月 27 日 沖例規務第 1 号 令和元年 12 月 10 日 沖例規務第 6 号

沖縄県警察における証明事務の取扱いについては、沖縄県警察証明事務取扱要綱の制定について（昭和 47 年 5 月 15 日 付け 沖例規務第 4 号。以下「旧要綱」という。）に基づき行ってきたところであるが、警察庁通達が発出されたことに伴い、証明の内容を改めるほか、所要の見直しを行うことから、別添のとおり「沖縄県警察証明事務取扱要綱」を制定し、平成 30 年 2 月 9 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧要綱は同日付けで廃止する。

別添

### 沖縄県警察証明事務取扱要綱

#### 第 1 目的

この要綱は、沖縄県警察（以下「県警察」という。）において行う証明事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 県警察における証明事務の取扱いの方針

県警察において行う証明は、所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるもの（以下「事実の証明」という。）についてのみ取り扱い、事実の証明のできない場合に当該事案の証明に代えて単に形式的に届出を受理した旨の証明（以下「届出受理の証明」という。）は、次の場合のほかは行わないものとする。

- (1) 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの
- (2) 証明を行う官公庁がなく、その証明が得られない場合は、出願者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (3) 法務省、外務省、国税庁等（以下「官公庁等」という。）から事務の取扱上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (4) (3)に該当するもの以外で、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適當である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (5) その他特別な事情が認められるもの

#### 第 3 証明の種類

第 2 に規定する証明で、県警察が行う主な証明は次のとおりである。

- (1) 事実の証明  
別表第 1 に定めるものとする。
- (2) 届出受理の証明  
別表第 2 に定めるものとする。

#### 第 4 取扱要領

- 1 証明は、法律、政令、府令等（以下「法令等」という。）において証明者の指定されているもの又は重要特異なものを除き、所属長がその所掌事務に係る事案について、おおむね別記書式による奥書きにより行うものとする。ただし、奥書きによる証明が適当でないと思えられるものについては、別紙を用いて証明することができる。
- 2 法令等において、警察本部長が証明者に指定されている証明又は重要特異な証明の願い出があったときは、所属長は当該願い出を警察本部長に報告して証明書を出願者に交付するものとする。
- 3 証明の願い出が遠隔の派出所、駐在所又は警察官詰所に対して行われ、かつ、緊急やむを得ない事情のあるものについては、法令等において証明者の指定されている証明及び重要特異な証明を除き、第4の1の規定にかかわらず、取扱警察官が電話、FAX又はメールによって事前に所属長の承認を得た上で、当該取扱警察官名をもって当該証明を行うことができるものとする。

#### 第5 留意事項

証明は、その用途により個人の利害得失に係るものであることから、その取扱いに当たっては、努めて慎重を期するとともに、次に掲げる事項に十分留意し、悪用されることのないようにしなければならない。

- (1) 証明内容の確認手続を適正にすること。
- (2) 願い出の真実性、利用目的、提出先等を確認し、証明の必要性を検討すること。
- (3) 出願者が適当な当事者であることを確認すること。
- (4) 法令等の定めによるものについては根拠規定を確認し、その他のものについては客観的必要性を吟味すること。
- (5) 証明書の発給枚数は、諸般の事情に配慮して必要限度にとどめること。
- (6) 民事事件に悪用されるおそれのある事項は除外すること。
- (7) 証明できないものについては、出願者に事由を告げて了解を求めるとともに、当該証明のできる機関を教示する等出願者の利便を図ること。
- (8) 代理人による申請の場合は、委任状により本人の意思の確認を行い、確認ができたときは、代理人を被出願者として取り扱うものとする。

#### 第6 証明事務の記録

所属長は、証明の願い出があったときは、これを証明するかどうかにかかわらず、別記様式の証明願処理簿にその経過を明らかにしておかなければならない。この場合において、証明願処理簿は警察署にあっては警務課、それ以外の所属にあっては証明事務を所掌する係において保管するものとする。

#### 第7 その他

証明を行う場合において、法令等において特に定める場合のほかは、手数料を徴収しないものとする。

附 則

附 則（平成31年3月27日沖例規務第1号）

附 則（令和元年 12 月 10 日沖例規務第 6 号）

別表第 1（第 2 関係）

事実の証明

[別紙参照]

別表第 2（第 2 関係）

届出受理の証明

[別紙参照]

別記書式（第 4 関係）

[別紙参照]

別記様式（第 6 関係）

[別紙参照]